



令和3年7月  
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和3年7月26日(月) 午後15時00分開会

場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 5番 増山 正一 委員  
議席番号 9番 服部 彰夫 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消申出に  
ついて  
報告第4号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に  
ついて



## 別紙

出欠	議席 番号	氏名	備考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	山崎 隆寛	
出席	3	小野沢 純夫	
出席	4	今井 寛	
出席	5	増山 正一	
出席	6	小林 喜代春	
出席	7	小嶋 秀典	
出席	8	山田 藤吉	
出席	9	服部 彰夫	
出席	10	服部 克士	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	大熊 妙子	
	14		
出席	15	酒井 智恵子	
出席	16	宮澤 義仁	
出席	17	廣瀬 公一	
出席	18	小出 政敏	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



事務局長	<p>皆さんお疲れ様です。今お集まりの農業委員さんで行う最後の農業委員会となるかと思えます。ただいまより7月の農業委員会総会を開催いたします。それでは松永会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん大変お疲れさまです。先日は視察に大変ご協力いただきましてありがとうございました。また何かの参考になればいいと思いますが、よろしくお願ひします。今局長からお話がありましたように、3年の任期の最後の総会となります。この間皆さんには大変ご協力をいただき、無事終了できるということであらためて御礼申し上げます。農地行政等変化が大変で、散々振り回されてきたような感じがするわけでございます。特に最適化推進委員の新制度になり初めて委員さんを置いたことで農業委員と推進委員の違いはどこだろうということ、一般の人はもちろんわかりませんし、我々自身もその活動内容については試行錯誤をしてきたわけですが、なかなか思うような成果が上がらなかったのではないかと思います。これは推進委員の責任ではなく、こういうわかりにくい制度を作った国の一番の責任であります。そう大変試行錯誤する中で、苦勞していただいたわけでございます。活動したらしたなりの成果が表れたのではないかと総括しております。すでに前からお話ししてありますように、新しい委員さんをお願いする段階ですが、最適化の関係については一般の会社でやっている目標管理ということで、自分でどのくらいの目標をやるのかと自ら計画を立て、それができたかできないか自己評価をし、それを公表するというようなことを言っております。なぜ農業委員だけこのようなことをさせられるのかと常々思うわけですが、やはり農地の荒れ地が増えるということは、農業委員の責任だけではないと思ひます。これは全体の農政の中で、何を作っても収益が上がらない、またそれに対する財政措置も軽いということ、経済界ではまだ農業は過保護だというような言い方をしております。生産の7%補助率だと言われておりますが、一般企業でも大きな補助金を得ているいろいろ開発したりと変わりはないので、企業が過保護だという話は全く出ないわけです。やはり農業は大事、自給率は大事なんだということ、しっかり国民運動として進めていく。その先頭に立っていかなければならないのが農業委員会だと思ひていますが、思うようにいかないのが現状であります。</p> <p>大変ご苦勞いただきましたが、これで任期は終了ということで、大変お疲れ様でございました。また、約半数の方が残っていただきます。役割が変わる方もおられます。益々面倒な世の中になってきておりますが、引き続き心して活動していかなければならないと思ひます。また、任期満了で辞められる皆さん、こんな情勢の中でなかなか先が見えない、または災害も頻発するという中で、農業生産で生活を維持していくのは大変な時代でございます。それぞれまた地域で頑張ってください、また農業委員会で視察に行かせてもらえるような経営をぜひしてもらいたいとご期待を申し上げます。</p>



	<p>それから、今日は退任の記念写真撮影に、市長と議長が来られるということでございます。</p> <p>最後の審議ですが、慎重に審議されるようお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは飯山市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願い致します。</p>
議長	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p> <p><b>【事務局より資料に基づき経過報告】</b></p>
議長	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>本日は全員出席になっています。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。</p> <p>それでは、議席番号5番 増山委員、9番 服部委員をお願いいたします。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、1議案2件です。</p> <p>議案第1号について、受付番号24番～25番は所有権の移転に関する件になります。</p> <p><b>【 所有権移転 受付番号24番～25番 議案書をもとに朗読と説明 】</b></p>
議長	<p>ありがとうございました</p> <p>それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。</p> <p>24番の補足説明</p>
17番	<p>説明いただいた通りですが、譲受人の〇〇さんは外様へ引っ越しするということで、周りの畑も取得するということです。</p>



議 長	25番補足説明をお願いします。
16番	譲渡人の〇〇さんと話をしました。畑については今のところ何も作っていません。譲受人の〇〇さんが民宿をやりながら耕作していくということです。
議 長	ご意見ご質問がありましたらお願いします。
11番	両者とも新規就農者ですが、近くで指導や面倒をみってくれる人はいらっしゃいますか。初めてで、一からやるんですよね?年代は?
17番	24番は野沢の方で、農業経験者であり60代です。
16番	25番は40代です。〇〇社長さんの友人であり、紹介されて。
11番	25番〇〇さんご自身は、野菜を作って民宿で食事に出すということをお考えですか?土地の面積もかなりあるので、一人で民宿をやりながらできるのか?と思ってもいますが、〇〇さんが知り合いということでも面倒をみられるようですが、要注意ということをお願いします。
事務局	ご夫婦で引っ越しして来られるということです。
議 長	他にありますか。ないようですので採決にはいります。 受付番号24番、25番について議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」議案のとおり許可することで賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)  はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	はい。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。 【受付番号 8番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	ありがとうございました。 8番補足をお願いします。



11番	ここは以前から転用の話があり、現在は田になっているが、4～5年耕作されていない。草刈りはされており管理されている。この一面を転用して自宅を建てたい。転用については、許可されていた場所。住宅を建ててもほかの農地には支障がないことを確認している。問題はありません。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号 農地法第5条の許可申請について 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可の取消申出について」補足をお願いします。
16番	野菜は作ってあります。本当は叔父が自分で土地をもらいたいらしい。
20番	自分で買えないから〇〇さんの名義にしたということ。人に買ってもらった？最初から嘘なのでは？そのあと、その叔父が買うことはできるのか？
事務局	まずは農地に戻さないといけない。許可の申出をして取消をしないと、許可はずっと続くこととなります。
20番	許可の取消は面倒なのではないか？これはできるのか？
事務局	県とは相談しています。転用の許可は、事業がきちんに行われるということを計画や資金などを確認した上で許可をしています。時々許可がおりたまま事業が行われないケースもあります。県は許可の取消は通常は認めなかったが、各市町村の農業委員会でよく審議された件については許可の取消を受けるようになってきています。農地として使用されているように、一度作付けをするように指導をし、現在は畑として野菜を作っています。
11番	そもそも今作付けをしているのは、叔父なのか姪(申請人)なのか？
事務局	姪(申請人)です。
20番	農業委員会で認めれば、県の方も認めるということですか？
事務局	取消の意見書があります。現状回復をして現状農地に戻ったという解釈で



	いきたいと思います。
11番	現状回復をされたということですか？平にして畑になっているのですか？
事務局	畑になっています。
議長	他にご意見ご質問はないですね。 それでは採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第3号は原案のとおり「農地法第4条第1項の規定による許可の取消申出」について決定されました。
議長	続いて「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
	【 貸借(中間管理) 受付番号 221番～258番 貸借(経営基盤法) 受付番号 259番～262番 議案書をもとに朗読と説明 】
事務局	以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。 何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。
	(質問、意見なし)
	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
	次に報告事項に入ります。 報告第1号 「農地法第18条第6項の規定により通知書の受理については、報告事項ですので、各自確認をお願いします。





ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告を終わります。

これもちまして、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上もちまして、農地議案審議を終了いたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 \_\_\_\_\_ 松永 晋一

5 番 \_\_\_\_\_ 増山 正一

9 番 \_\_\_\_\_ 服部 彰夫